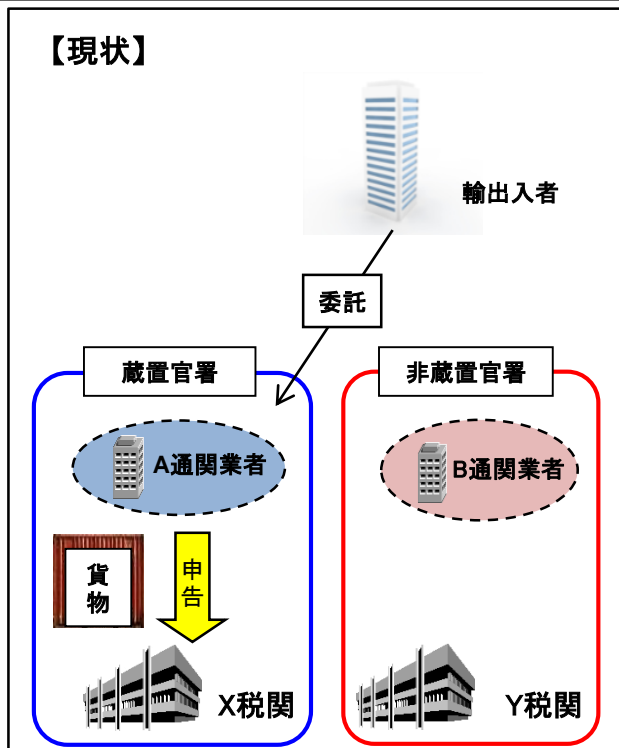


輸出入申告官署の自由化（制度の概要）

1. 輸出入申告官署の自由化（以下「自由化」という。）とは、AEO事業者（AEO輸出者、AEO輸入者、AEO通関業者）が、貨物の蔵置場所を管轄する税関官署以外の官署に輸出入申告を行うことができる制度です。例えば、横浜税関本牧埠頭出張所管内に蔵置された貨物を東京税関大井出張所に輸出入申告することが可能となります。
2. 全ての輸出入申告が、自由化を利用した申告（以下「自由化申告」という。）となるわけではありません。したがって、「輸出入者」か「通関業者」のいずれか一方がAEO事業者である場合に、自由化申告を行うことが可能となります。
3. AEO事業者であっても、必ず自由化を利用しなければならないわけではありません。自由化を利用せず、原則どおり貨物の蔵置場所を管轄する税関官署に申告することも可能です。
4. 自由化申告は、原則としてNACCSにより行う必要があります。一部の例外的な場合を除き、マニュアル申告及び通関関係書類が書面で提出される申告は自由化の対象外です。
5. 自由化を利用するに当たり申告官署の事前の申出は不要です。
6. 「認定通関業者に係る申告官署の選択制」は、自由化の実施に伴い終了します。



自由化

